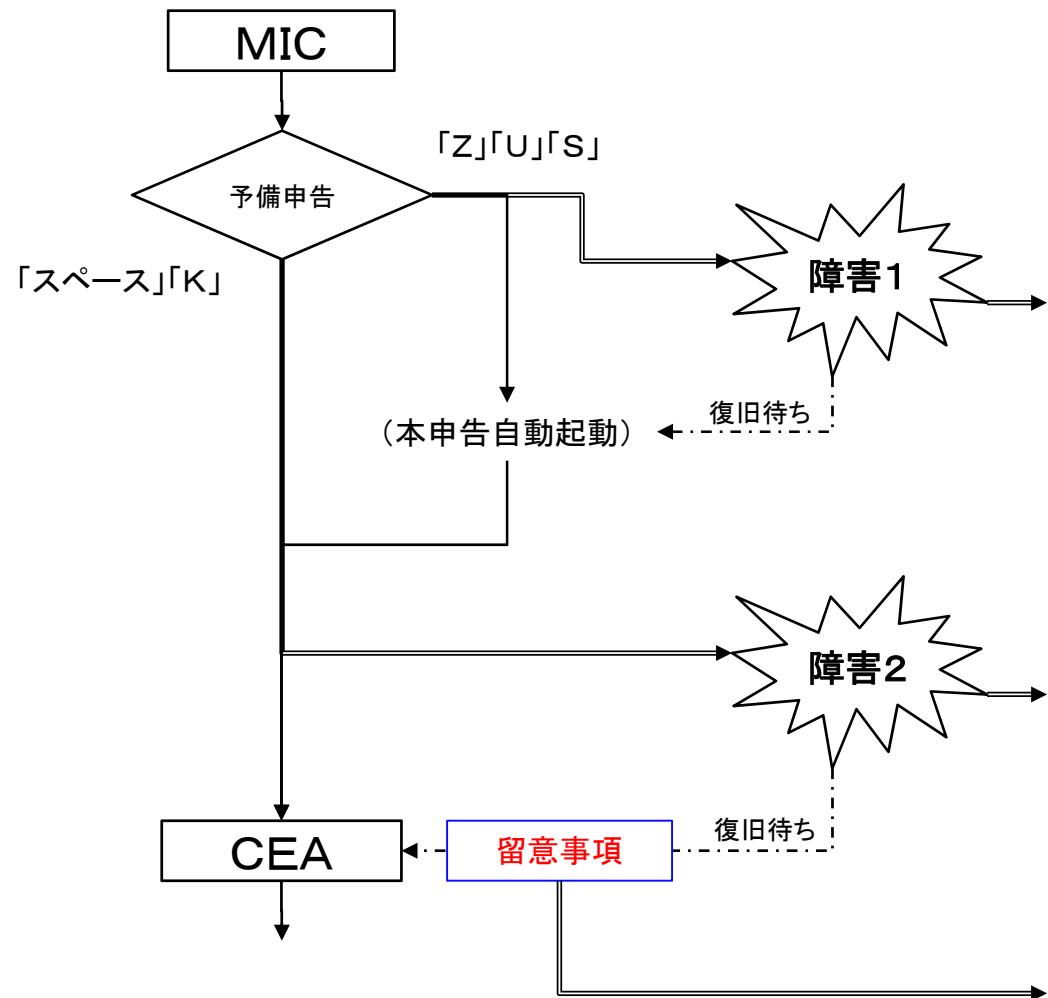


別添9 輸入マニフェスト申告



【障害1の対応】

- ①申告控を必要部数印刷し、通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸入者印)を押印の上、税関へ提出する。
- ②申告控(許可・承認用)に許可印又は承認印が押印され、交付される。
- ③後続の処理は、全てマニュアルとなる。

※二重許可に注意。

【障害2の対応】

- ①申告控を必要部数印刷し、通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸入者印)を押印の上、税関へ提出する。
- ②申告控(許可・承認用)に許可印又は承認印が押印され、交付される。
- ③後続の処理は、全てマニュアルとなる。

※二重許可に注意。

【復旧待ちにおける留意事項: ('K'のみ)】

システム障害発生中に開庁時申告が起動する時刻が経過してしまった場合は、システム復旧後も自動起動しないことから、輸入マニフェスト通関申告業務(業務コード: MIC)の申告条件「スペース」により、通常の申告を行う必要がある。